

富岡市立北中学校 部活動方針

令和6年4月

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の説明と発信

- 年度当初の職員会議等で全職員が方針を確認し、共通行動をとる。
- ホームページへの掲載やPTA総会、学校通信等を利用して保護者や地域に説明し、共通理解を図る。

(2) 指導・運営に係る体制

- 生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示す。
- 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出する。併せて、各部の活動方針について保護者に説明し、部活動の適切な実施について理解を得るとともに、練習計画や試合日程等を事前に示し、保護者の理解と協力を得られるようにする。
- 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜指導・是正を行う。

(3) 生徒のニーズを踏まえた部の設置

- 生徒の運動・スポーツ・文化に関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることから、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部の設置について検討する。ただし、生徒数・職員数の減少が見込まれるため、適正な部活動数となるよう減少の方向で考える。

(4) 地域との連携等

- 生徒のスポーツ・文化環境等の充実の観点から、地域のスポーツ団体や文化施設等との連携と、保護者の協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという環境整備を進める。
- 学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ、文化の環境等の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を得る。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- 部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 運動部においては、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養・休息を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養・休息を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。
- 指導に当たっては、生徒との信頼関係の下に、互いを尊重し合いながら活動を進めることが大切であり、身体に苦痛を与えたり高圧的な態度をとったりするような指導は行わない。

(2) 体罰等の許されない指導の未然防止

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然である。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。校長、顧問及びその他の学校関係者は、部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行う。

なお、学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を図る。

3 適切な休養日の設定等

- (1) 休養日とは、朝練習も含めて部活動を行わない日とする。
- (2) 毎週月曜日を休養日とする。但し、月曜日が国民の休日や振替休日にあたる場合にはこの限りではない。
- (3) 土・日曜日のいずれか1日を休養日とする。但し、大会参加や練習試合等により、やむを得ず土・日曜日の両日に活動する必要がある場合は、代替休養日を6日以内に月曜日とは別に設ける。また、代替休養日は、部として活動した場合に設けるものであり、部の一部の選手が中体連や協会等の強化選手・選抜選手等として活動した場合はこの限りではない。
- (4) 土・日曜日の代替休養日を、部活動実施日以降の6日以内に設けることにより、1週2日以上以上の休養日を確保する。なお、土曜日を代替えすることから、1週は土曜日より始まり金曜日までとする。

4 活動時間

- (1) 平日の活動時間（朝練習を含む）は、各校で定めている活動時とし、長くとも2時間程度とする。
- (2) 休養日（土曜日・日曜日・祝日）の活動時間は、3時間程度とする。但し、大会参加や練習試合等により、やむを得ず3時間程度を越えることが予想される場合、その顧問は前もって管理職の許可を得るとともに、朝練習の減少や勤務の効率化を図り、該当月の時間外勤務の増加を防ぐようにする。
- (3) 朝練習は、原則実施しない。
- (4) 活動は、できるだけ短時間になるよう、合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングや練習に努めるが、適切な休息や水分補給などに十分配慮し、ケガ・事故の発生リスクを最小限に減らすこととする。なお、安全面を考慮し、休息に用いた時間は活動時間から除くものとする。

5 長期休業中（学年始・夏季・冬季・学年末）の休養日の設定及び活動

- (1) 長期休業中は土・日曜日を休養日とする。但し、大会参加等により、やむを得ず土・日曜日のいずれかに活動する必要がある場合は、管理職の許可を得るとともに、代替休養日を6日以内に別に設ける。なお、部の一部の選手が中体連や協会等の強化選手・選抜選手等として活動した場合はこの限りではない。
- (2) 長期休業中の活動時間は4の(2)(3)(4)と同じとする。
- (3) 長期休業中の「閉庁等で行事を組まない期間（年末年始、お盆等）」は、部活動は行わない。但し、中体連や吹奏楽連盟主催の関東大会及び全国大会へ出場するために、やむを得ず練習を行う必要が生じた場合には、顧問は、管理職に3時間程度の練習を願い出て許可を得るものとする。

6 安全管理

熱中症防止の観点から、WBGT等を参考に高温注意時には、活動の中止や休憩時間確保、注意喚起を行うなどの適切な対応をとる。

7 時間外勤務

部活動顧問は、活動時間を計画的・効率的に運用し、1ヶ月の部活動指導を含めた時間外勤務が45時間を越えないよう努める。

